

平成24年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 平成24年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成25年3月19日（火）
- 2 時間 午前9時から午前11時まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 案件 (1) 平成25年度緑化施策予定等について  
(2) 小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則について  
(3) その他
- 5 出席者 (1) 審議会委員（8人）  
会 長 真山 茂樹  
副会長 岩村 沢也  
委 員 柳澤 智晴  
高橋 賢一  
上原佐世子  
片岡 康子  
柏原 君枝  
平井 安代  
(2) 説明員  
環境政策課長兼緑と公園係長 石原 弘一  
(3) 事務局員  
緑と公園係 鈴木  
緑と公園係 目黒  
緑と公園係 根岸

## 平成24年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

会長 初めに、前回の議事録がございますね。今からとりあえず読んでいただくのは大変だと思うんですけども、短い時間なんですけれども読んでいただきまして、何かありましたらご訂正等をお願いいたします。

環境政策課長 委員さん側の発言がちょっとわからなかったところが多々ありまして、ご自分の発言だとか、ちょっとテープで聞き取れない部分もあったりしますので、お持ち帰りいただいて、ご確認いただいて、来週の火曜日までに事務局のほうにご連絡いただければと思います。

会長 今、議事録の確認をしていたところで、お持ち帰りいただきまして、来週の火曜日までに、もし何かありましたら事務局へご連絡くださいということでございます。

環境政策課長 小山委員と鶴切委員が、ご欠席のご連絡をいただきまして、岩村委員につきましては、若干遅れて参るとご連絡が入っております。

会長 今回審議会は、案件が2件ございます。案件（1）平成25年度緑化施策予定等について、2番目が、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則についての2つでございます。

それでは、案件（1）から始めていきたいと思います。事務局から、25年度の緑化施策予定等について、説明をお願いいたします。

事務局 説明をさせていただきます。まずは都市公園につきましては、平成24年度実施事業は、小長久保公園用地取得。これは516.22平米です。それとうめの木公園誘致。滄浪泉園はけの広場の道や園の設置、植栽の手入れを行いました。都市公園の維持保有の予定事業といたしましては。

会長 今の実施した事業のことについてなんですが、この場所が、必ずしも皆さんおわかりでないと思われまして、地図を見て説明をいただけますでしょうか。

事務局 小長久保公園の位置ですけど、真ん中のちょっと上の部分ですね。本町3丁目になっております。ちょうど武蔵小金井と小金井公園の間あたりに位置するところになっております。

ここが今、都市計画公園の用地をずっと買い続けているところでして、計画面積は5,100㎡ですが、現在約半分、用地の買収が終わったところになります。まだ半分は住宅が建ったりしているところです。

都市公園の配置図がこちらにありますので、今回、実施した公園に○をつけさせていただきました。

高橋委員            それ拡大コピーして皆さんに配ったら。そのほうがいいでしょう。

会長                それでは、コピーをとってもらうまでの間に、案件の（２）について説明をしていただくので大丈夫ですね、緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則について説明していただいて。

事務局              案件（２）小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

これは、平成24年9月20日に定められた、その当時、審議会案件で、市長に答申をすると。付帯意見としまして、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則における保存樹木の指定基準は、地上1.5mの高さにおける幹回りが1.5m以上。また、高さが10m以上であることとなっておりますが、単に数値をもってのみで指定することは、樹形を保つことや、近隣との共存を考え、剪定した場合、年により高さの基準を満たさなくなることが懸念されます。市民の方々が積極的に緑地保全の指定を受けようという姿勢や、今後、希少価値等があり、保護が必要であると認められる樹木等も考えられることから、指定基準の適用範囲を広げていく努力も必要であり、施行規則の整備をすることが重要であると考えます。小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の改正を検討し、柔軟的な運用ができるようにすることを提言いたします」というような、市長に対する答申が出されました。

その結果、ここにありますように、保全緑地指定基準の適用範囲を、市長が特に認めた場合を指定基準に追加し、規定を整備いたしました。具体的には、そこに添付されています、指定基準の改正規則の指定基準。その第2条2項が追加されました。「前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる」と規則を変えていく予定です。

これは近隣各市の規則を参考にいたしました。総務課で審査いたしまして、このように決定いたしました。

会長 ありがとうございます。

これは前回の審議会で、高橋委員のほうから条例の変更ができるのではないかという意見がありましたので、今後、保全対策審議会として提言を行うのかですね。私も5年間、審議委員を務めておりますが、提言が採択されたのは初めてということでございますけれども、皆様のいろいろお考えの一部が実った、初めての結果でございます。

これは規則改正（案）ではなく、これは通ったものですね。

環境政策課長 4月1日に決定をされたことによって確実に施行されることとなります。

会長 これは市長がこういうふうになりたいと採決をして、市長の決済で規則が変わったという、そういうこと。

環境政策課長 そうですね。

会長 わかりました。4月1日からかわるということでございます。今のことにつきまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。

これなんですけれども、高さではなく、市長が特に必要と認めたもののなんです、それが10m以上あったものが、近隣とのこととか、いろんなことで9mになってしまったとか、その後、例えばさらにまたいろんなことが起きて、さらに短くされてしまったと。5mになってしまったとか。そういう場合、指定を決めたものの取り消しとか、そういうことはどういうふうになりますか。

環境政策課長 こちらの審議会のほうで指定の諮問をさせていただいて、それで指定に適するというご決定をいただいたものについては、市長のほうで5年間の指定をかけることとなります。それで、指定時点では、5年間の指定ということも踏まえて、例えば短くなったものが、5年間指定するに値するかどうかということのところも、こちら側で考えた上で、諮問にふさわしいかどうかということ判断して、皆さん方のご意見をいただきたいと考えてございます。

会長 緑地対策審議会のほうで、最終的な決定は行うということになるわけですね。

環境政策課長 はい。

会長 わかりました。

岩村委員 ちょっとよろしいですか。この2項の保全緑地という概念なんですが、2章全体を見ますと、(1)で環境保全緑地、(2)で保存樹木、(3)で保存生け垣となっています。これは、全部に該当すると考えてよろしいんですか。(1)だけではなくて。

事務局 おっしゃるとおり、そういうことになります。

会長 つまり、樹木1本であっても、市長が必要と認めたら指定できるということですよ。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 この表現で、ミスリードが起きないかなとちょっと気になった、誤読が起きないかな。(1)は環境保全緑地と環境がついていますので、2のほうでは、保全緑地だけ言っていますけれども、そうすると2章全体かなという解釈ができるということよろしいですか。

事務局 最初、事務局のほうでは、樹木に対して指定しようと思ったんですけども、総務課のほうでこっちのほうがいいじゃないかといいただき、このようにしたという考えです。

環境政策課長 ちょっと資料が、条例の施行規則しかついていないので、わかりづらいかもしれないですけども、条例第6条の保全緑地の定義として、環境保全緑地、保存樹木、保存生け垣、この3つを総称して保全緑地と定義づけてございますので、樹木、生け垣、それから樹木の集団すべてについて、この基準に全くそのとおりでないものについても、指定することがふさわしいと考えられるところについて、指定することができるという改正でございます。

委員 でも、前のとき、お話ししたときも、高さが問題になっただけで、ほかのことについては言われなかったような気が。

環境政策課長 そうです。前回の論点としては、10mより達していないというところが。

委員 そう。それだけが問題になったから思っただけで、ほかのことに関しては何にもお話、(1)、(3)については、何もこちらはお願いしていませんしね。

委員 これだと市長の一存で、どうしても変わるということになってきますよね。

委員 ても審議会があるから。

環境政策課長 詳しく言うと、審議会の答申としてやっていきますし、それから指定されることによって、奨励金をお出ししたりですとか、市費で保険をかけたりするので、むやみやたらと指定していく考えではなく、この数字だけを取り出すと指定ができないんだけれども、失われると二度と回復することができないような貴重な生け垣であったり、樹木であったりするものについて残していついていただきたいということで、指定させていただくというのが狙いでございます。

高橋委員 要するに基本的に、条例があって基準があるとガチガチにそれを、超えたら一切まかりならんとか、そういうふうに決めちゃう。それをもっと柔軟に対応しましょうということだから、基本的には全然問題はない。

委員 全然関係ない。

高橋委員 対象はこの3つだと。数字はいろいろありますけれども、それが例えば5cmセンチ低いとか、1m低いということは、どこかで判断して入れたらどうかという判断で、これはその改正案になったわけ。

2つ目は、市長が必要と認めるところというその決め方が、市長の鶴の一声じゃなくて、環境政策課が相手と交渉して、これからいいんじゃないかという判断を環境政策課のほうで取るわけでしょう。それを環境部で決定して、市長に挙げて、それ以外に審議会の意見も聞くことになるのかな。小金井市ならではの仕組みなのか、他の市と一緒にするのか、その辺図式を一つつくってもらったほうがいいです。

委員 これだとなんかおもしろくない。

高橋委員 だからおもしろくするために、市長が特に認めるというのはどういう仕組みで小金井はやってますよということをつくっておいたらどうかと思うんです。当然、審議会の意見を、諮問答申なのか、それとも意見だけなのか、重みをつけるためには答申。それとまた時間がかかるから、その辺の決め方の問題を他の市との中で決めたらどうか。

会長 そうですね。今、高橋委員が発言されたように、もう少し実際にこれが適用される場合のことを具体的に想定して、どういう手続きができるかということを決めておいたほうがいいと思います。そのことについて、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋委員 基本は柔軟に、どんどん引き続きやりましょうということでしょう。  
会長 これ以外の指定というのは、それを審議会ですろしいかという諮問をして答申をするわけですね。これも同じように考えるのか、特別なのかというのは、見ててわからないですね。ですからこれもやはり、一応、審議会にかけて答申の中に含めるといふ形になっていれば問題は全くないと思います。ほかの保存樹木と同等に扱えるのではないかと思います。

柳沢委員 よくこういう例ってあるんですけども、今お話のような、いろいろな角度の懸念を払拭するために、やはりどういふ事例をその後設定したのかとか、あるいは、決まりはつくったんですけども、結局そういう事例が10年、20年ないという場合もあって、この第2項で今回こういうのがっていふのが、例えば報告して、それを蓄積してやはりこういう仕組みがあったからよかったねとなるか、つくったんですけども、全然事例がないので、これは無理だったんですかねという検証をしていくのが通常のやり方ではないかと思ひます。そんなようなことでいろいろな角度からチェックといふのはできるのではないかと思ひます。

環境政策課長 こういう規則のそのまた下の決まりとして細則とかそういったものをつくって、そこに例えば珍木といふか、珍しい木で保存するにふさわしいものだとか、それだったら10mに満たないけれども、指定要件に10mにフクすることが見込まれるものとか、そういうものを列挙していくというやり方もあるんですけども、まだ何分事例が、この前9mという事例が出たばかりの段階ですので、これから4月1日から保存樹木とかの申請を受け付けるわけですけども、そういった中で、必ずしも基準に合致していなくても、保存していきますよといふことをお知らせして、それでご相談あったものについてふさわしいか、ふさわしくないかといふところをこちらの中でも十分検討した上で、今年の8月の審議会のときに、今度できた第2項に該当するようない申請で、何件か上がりましたといふ形で諮問ができるのか、それとも実際には、今年についてはないのか、それはちょっと募集をかけてみないとわからないんですけども、そういう形で市民の方に、数字だけこだわらないで、ご相談してくださいといふ広報はさせていただ

きます。

会長 前回の9mの木の例を見ますと、まず審議会に諮問がありますよね。あれは市長から諮問を受けているわけですよね、我々は。ですから市長が、9mだけど必要と認めたと。それをこの審議会で審議していいでしょうとして答申をしたと。そういう流れですよね、この2項の示すところというのは。

環境政策課長 はい。ただ、その前段として、まず申請主義なんで、所有者なり関係者が、これは該当するのではないかと申請書を出してくれるところから始まるんで。

会長 もちろんそうなんですよね。実際は、事務手続きとしては、市長が受け付けているわけではなくて、産業政策課のほうで、市民からの申請を受け付けているわけなんですけれども、形としては市長から審議会に諮問を受けている。それで答申をするという形ですから、規則的にはこれでよいわけですよね。

環境政策課長 はい。

上原委員 ちょっと市長及びこの審議会が特に必要と、審議会の名前も入れてもらっていいですか。

環境政策課長 審議会というのは、市長を補佐するような機関というか、組織になっているので、市長がだめと言って、審議会がいいと言って、どっちか片方がやったときはいいよという形ではなくて、最終的な組織決定としては、市長が代表するという形になる。当然、審議会の中で、これは保存すべきではないという諮問が出されたものについては、我々のほうも、申請された方とよくお話し合いをさせていただいて、これはちょっとふさわしくないという判断をせざるを得ないということを説得して、それで審議会の意見を尊重して市長決定させていただくような手続きにはなろうかと思えます。

高橋委員 固有名詞がたくさんありますね。

委員 ありますか。

高橋委員 ええ。条例の中で必ずこういうのがありますから。

会長 そのほかございますか。なければ、これで4月1日から施行されるという。

それでは案件（1）の場所について、コピーをとってきていただき

事務局

ましたので、これに基づいて案件（１）の場所の説明をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

それでは24年度の都市公園の事業についてご説明いたします。

まず、小長久保公園の用地なんですけど、こちらの場所につきましては、お配りした図面の真ん中のちょっと上の部分の場所になります。こちらの土地を約500㎡取得いたしました。

それから（２）のほう、うめの木公園の遊具の設置なんですけれども、老朽化した複合遊具を、こちらの公園を利用されているお子さんたちにアンケートをとりまして、ここで一番多く投票していただいた遊具を設置する工事を今年度実施いたしました。

それから（３）滄浪泉園はけうえ広場ですが、こちら小金井市で唯一特別緑地保全地区に指定しておりまして、こちらの隣接地を約900平方メートルほどなんですけれども、昨年度取得いたしまして、今年度整備を行いました。それで4月1日からこちらのほうは開園する予定となっております。

（４）の花壇ボランティアと花壇管理なんですけれども、こちら地域の皆様と一緒に花壇を公園内につくりまして、維持管理のほうを一緒に行っております。場所のなんですけれども、図面では小長久保公園のちょっと上の部分になります、桜町公園。それから東のほうにあります梶野公園。それから先ほど遊具の設置をしたうめの木公園で行っております。

来年度の都市公園関係の今後の予定事業ですけれども、（１）の小長久保公園の整備工事なんですけれども、こちらは今年度取得した用地の部分を整備を行いました、開園させていただこうと考えております。

それから、滄浪泉園のはけうえ広場は、先ほどおっしゃったとおり4月1日からこちらのほう、滄浪泉園は有料なんですけれども、はけうえ広場は無料開園区域としまして、無料で開園する予定でございます。

それから（３）花壇ボランティアのほうは、24年度同様、4カ所の公園で実施していきたいと思っております。

緑地公園のほうは以上でございます。

会長                    今のご説明で、質問等ございますか。

委員                    花壇ボランティアの花壇管理って、実際どのようなところで。どの公園をやっているのでしょうか。

環境政策課長        公園については、花壇を設置する。小長久保公園についてはちょっと経過が違うんですけども、桜町公園とうめの木公園、それから2番の児童公園のところにあるかしのき公園の3公園については、宝くじの助成金で、地域コミュニティをつくるための整備などについて助成金をいただきまして、公園に花壇があるということで、地域の方々が同じような目的を持って公園に来ていただくことによって、地域コミュニティが活性化されるでしょうということで、花壇をつくったというところが今の3つの公園です。

小長久保公園については、もともと貫井南町にマザーズガーデンというコニファーの地元の農業団体の、コニファーを見せるための施設があったんですけども、そこが地主さんのご都合で撤去しなきゃいけなくなったということでございまして、非常に美しい庭園として、市民の方も親しみを持っていたので、何とかそのコニファーを生かせないかということで、小長久保公園にマザーズガーデンのコニファーを移植するのと同時に、花壇もつくって、それでボランティアの方々に植えかえをしていただいたりとか、手入れをしていただいたりとかしているというのが、小長久保公園。

梶野公園については、これは市民参加でどういう公園にするかという話し合いを重ねてつくってきた公園ですので、その話し合いの中で、梶野公園にも花壇があると、梶野公園に集まるためのきっかけづくりになるんじゃないでしょうかと。もしできれば、梶野公園の花壇活動に参加しますということが話し合い段階からございましたので、梶野公園の整備に合わせて花壇をつくったということがございます。

会長                    滄浪泉園のはけうえ広場なんですけど、この審議会でも何年か前に滄浪泉園、見学行きましたけれども、ちょっと場所をもう少し教えていただけますか。要するに滄浪泉園の壁の外側の、上のところの場所ですか。

環境政策課長        そうです。入り口が新小金井街道に側道がついているんです。その側道のほうに入っていったところがはけうえ広場になってくるんで、

イメージ的には滄浪泉園が西側に一部拡張したようなイメージ。

会長 つまりこれは滄浪泉園の一部ではなくて、滄浪泉園の名前はついて  
いるけれども、隣接地ではあるけれども、全然拡張したとかそういう  
意味ではないということですね。

環境政策課長 拡張です。

会長 拡張ですか。

環境政策課長 もともと民間の方のご自宅として使われていた土地について、土地  
開発公社が買収して、なかなか市のほうで、それを何に使うかという  
ところの財源がつかなかったんですけれども、特別保全緑地地区に指  
定することによって、国と東京都の補助金を受けて、その土地開発公  
社が持っていた土地を市が買い取ることができて、滄浪泉園の拡張部  
分として対応する予定になったということです。

会長 いわゆる従来の滄浪泉園からは、そこへは入れないんですか。

環境政策課長 はい。

会長 門扉設置とありますけれども、これは滄浪泉園との出入りではなく  
てということですね。

事務局 はい。

会長 わかりました。ほかにございませんか。ないようでしたら、2番の  
児童公園等のほうに移りたいと思います。説明、お願いいたします。

事務局 児童公園等についてご説明いたします。

まず平成24年度の実施事業なんですが、(1)の本町公園、前原  
やなぎ公園、貫井南4丁目第4児童遊園の遊具の撤去と設置がござい  
ました。まず本町公園のほうは滑り台を新しく設置いたしました。そ  
れから前原やなぎ公園ですけれども、こちらますべり台を新しく設置  
いたしました。

もう一つ、貫井南4丁目第4児童遊園なんですけれども、こちらの  
ほうはすべり台の撤去を行っております。

(2)の東町トチノキ公園ですが、これの施設もかなり古くなって  
おりまして、周りを囲っていたフェンスなどを撤去いたしまして、花  
壇を造成するという工事を行っております。こちらのほうは25年度  
も引き続き行っていくことになっております。

(3)の花壇ボランティアと花壇の管理なんですけれども、都市公

園と同様に、地域の皆様と一緒に花壇の管理を行っております。場所は、かしのき公園は貫井南町、地図でいいますと西側のほうの部分になります。もみの木公園、こちらはちょうどぐみの木公園の近くになっておりまして、府中市さんと一番近いところですね。真ん中の一番南側の部分になります。

それからゆずりは公園ですが、こちらは真ん中の一番北のほうになっておりまして、小金井第二小学校の北側の位置になっております。こちらのほうも、来年度以降も引き続き行っていきたいと思っております。

それから平成25年度の予定事業なんですけれども、また、老朽化した遊具の撤去、設置のほうを4公園ほど実施を予定しております。

それから(2)、(3)につきましては、24年度の事業を引き続き行っていきたいと思っております。

児童公園は、以上になります。

会長 どうもありがとうございます。

何か、ご質問等ございませんでしょうか。

柏原委員 すみません。先ほどちょっと回していただいたんですが、私たち、調査部会で、合計203箇所になるんですが、ここの公園が、一応初期というか、これ2006年からですから、整備されていない状況はあるんですが、一応、みんな見取り図からありますので、ちょっとご覧になるとイメージが沸くと思います。これはこんな整備される前の状態の情報ですけれども。それとか、前のやなぎ公園とか、かしのき公園も今みたいになる前の状況が出ておりますので、ちょっとごらんいただければ。全部そういう基本的な台帳になりますので、どうぞごらんください。

会長 この数が全部あるんですね。

柏原委員 ただ番号って特別なんですよね。通し番号でなっているわけではないんですよね。最初のころで見ますと、それがあったんですけれども、その後のことがよくわからないので、私たちもいただいた資料を188箇所まではそうなんです、そのあとの番号がよくわからないんです、そこら辺それを市と整合していくと、そうするといい。

会長 これは、環境審議会では独自にやった。それとも市から委託を受け

て。

柏原委員 いや、委託ではないんです。独自なんです。最初は趣味の会だと言われちゃったんですけども、それでもめげずに一応やりまして、今回、やっと審議会でお見せしていただくまでになった。本当にありがとうございます。

高橋委員 これ本当に公園緑地の台帳だからね。

委員 そうですよ。

会長 これ何部印刷かけたの。

柏原委員 いや、今、それ原価で6,000円かかるんです。だからそれ1冊しかまだないんです。

会長 1冊しかない。

柏原委員 ええ。先生にはまだ途中のを差し上げて。市に渡して、あと環境市民会議に渡そうと思って、一応とって。

会長 調査した人、一人一人が持っていない。

柏原委員 持っていないです。CDでは持っていますけれども、本では。

高橋委員 これ売れるんじゃない。

柏原委員 いやいや、そうすると個人のやっぱりね、いろんな近くにあればそういう情報のこともあるからあれなんですけど、これはでも公共の公園ですから。一応ここまでやりました。

会長 市としては、こういう台帳的なものというのは、市としては何か持っているんですか。持っていない状態ですか。

事務局 今、緊急雇用事業ということで、国からの補助がありまして、委託業者さんのほうで失業者さんを雇っていただいて、公園のほうを調査する事業がありまして、それを3年ほど行いまして、今ある公園は全部電子データで図面等できております。

柏原委員 そうなんですか。全然そんなの知らない。

環境政策課長 まあ、我々行政がやることなので、無機質なというか、本当に客観的なデータになってくるんですね。どの遊具があるとか、面積がどうだとかいうものになって。市民会議さんのは、見ていただくと、本当に感想というか、率直なものとか、あるいは手書きで書いたりとか、写真とかも自分たちの、この角度がいいなというところから撮っていただいたりしてて、見る人が楽しめるような形で作られていて、

行政として、現状、客観的に管理する対象としてこういうものだというデータは持っています。

高橋委員 行政調査は3カ年で、今年度で終わる。

事務局 緊急雇用事業が今年度で。

高橋委員 そうすると、基本的な面積がどうだとか、いつつくられたとか、設計図はどうだったとか。設計図はありなしもあるでしょう、きっと。そういうのが整理されてるんでしょう。基本的なデータは整理される。それに今のような市民が調査されたものを合わせると、こんな立派な台帳になるんだね。例えば、10年後、20年後、これがどうなるかというのもあるわけだけども。そういうのを継続してやれないですかね。

会長 そうなんです。せっかくいいものを市民もつくっているんで、市がつくった、行政としてつくったものとこれをまとめた形で市が保管するでもいいですけども、そういうことができないと、もちろん検討しなきゃいけないと思うんですけども、それで検討したら可能になりそうですか、そういうことというのは。

環境政策課長 そうですね。我々も調査結果をいただいたばかりなんです。これをいただいて、単に紙とか写真とかでいただくだけでは、調査してきた方がどういう問題点を感じていらっしゃったとかがわからないので、環境市民会議の方々とちょっと、この件についてお話し合いとかをもってどういう点が問題だったのかとか、そういった意見交換をして、そういった中でデータをお互いに共有するとか、そういったような話し合いなんかもさせていただいて、何が一番いろんな市民にとっていいものになるかというところは考えていきたいと。

会長 そうですね。ぜひそれをやっていただいて、市民と市とでやっている、そういうことができる小金井市なんだというのが見える形で作っていただきたいなと思います。

高橋委員 それに関連して、この案件は、平成25年度に緑化施策予定等についてと、それで案件は白い四角のほうメインなんだね。過年度が黒なんだね。メインは白い四角のほうで、来年度にこういうことを予定していますということですよ。

事務局 はい。

高橋委員

黒いほうは、既に終わりつつある。24年度で終わりつつある。そこにできれば、これつながりがあるわけですよ。上のほうは、(1)と下のほうの(1)が一緒の話でしょう。要するに、単年度で終わるものは、例えばB1は単年度で終わったわけでしょう。今年度になるわけだね。だから継続がわかるような表に、今後の話。来年度以降に、過年度実施してきたもので、新年度ではこういうことをやろうと思います。新年度は継続して、また平成26年度に継続するものもあるかもしれない。それは予定でいいんですけど、それは市民会議と長丁場でやっている資料と単年度に終わるような、わかるでしょう。それに関係して、今のお話に戻るんですが、市民団体さんと市の3年間にわたった公園緑地の基本的な台帳づくりがあったでしょう。それを合体するためには、環境市民会議の皆さんに協力をいただくと、例えば50万とかね、そんなんじゃだめだと言うかもわからないけど、そんなお金がかからないでやっていただけるような組織を考えてもらおうとすれば、下にいっぱい、調査委託のお金がありますよね。要するに、市の全体予算は少ないから、限られた予算の中で一生懸命環境政策課の皆さんがやっておられることはよくわかるんですけども、一部の費用を割いてでも今のような台帳づくりはやるべきだなと、私は個人的に思うので、そこは課の中で十分議論していただいて、予算の中で、例えば今のような台帳づくり、3年とか4年ぐらいあると、例えば年間100万で、3年で300万ぐらいでやるかもわからないし、それはやりたいと言うかもわからないけれども、そういう工夫をぜひ事務局でやっていただいて、いずれにしても、市民団体の方が今までやってくれたデータは、非常に貴重なデータだから、市の行政データと合わせて台帳づくりをしていくというのも、市の施策の一つにしていただくことを検討していただければと。

会長

そうですね。

それから印刷費とかそういうのも入るよね。6,000円だけ。

委員

ただ、印刷しただけでは芸がないので、使える方向を考えてということで、市のほうにもお話し合いをということは、ほんと細かい……。

高橋委員

またその中で。

柏原委員

そうですね。地道に引き継いでくれる方もいないと、だんだんみんな

な年をとっていっちゃうので。

委員 それはやっぱり予算ですよ。だれもボランティアでやりたくないですよ。

委員 いやでも、お金があるから動くということでもないですよ。

柏原委員 お金のほうは、本にするとかそっちのほうですること、今のところは。あくまでも、それこそ車も使わず歩き回ってやっている。あとのことはまたこういったのでいろいろお話をいただければみんなの励みにもなるし。市の台帳になっていくことは、私たちは一番臨むんですけれども。

だんだんいろんなものが、要するに屋敷林とか、そういうものは小金井市からなくなっていくのは、目に見えているので、そうなるとうとうこういう公的なものの緑地域とか、そういう花壇であるとか、そういうものはとても貴重になるんじゃないかなというのを、基本になればということが、ここで審議していただいただけでもほんとうに、今までそういうことがなかったの。出ていただければ、報告していきたいと思います。

会長 こういう中で、皆さんのご意見なんですけれども、5年間やってきて非常に思うところは、いろいろ意見が出てきます。最終的に課長がどう思うか、課長の意見が今後、ここの意見がどういうふうに活かされるかということで、すごく重要になっているのではないかと5年間やって思っております。

今、柏原委員が言ったような意見を、課長は今どのように受けとめていて、これから課の中でやっていきたいとお考えか、それをちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

環境政策課長 私どもは、環境市民会議の中の話も存じあげているので、60万の補助金を環境市民会議に出しているの、それがイベントというか、一番環境フォーラムという、一番人が集まるときに使われているところがあって、例えば、調査の結果なんかをそこで見せる資料として、展示すれば環境フォーラムの費用の中から出せるんでしょうけれども、環境フォーラム自体は、環境市民会議ではない団体の方も来られるので、あまり環境市民会議の方だけに実費的なものを多く投入するのもよくないという、環境市民会議の意思決定としてあるので、それから

環境市民会議の中でも、先ほど上原委員が言われたように、お金がないと続かないとおっしゃる会員の方もいらっしゃれば、お金を払ってでも有意義な活動をするべきだということもあって、いや、それよりもっと楽しくやるべきだという意見もあつたりとかで、市民会議の中でこの緑調査部会の位置づけをどう位置づけるのかということも、多分、3つぐらいの方向性が出てしまうんだろうなと思っています。その中で、我々の関係する会議で共同しているのは、緑の部分だけではなくて、温暖化の問題だとか、清掃の問題だとか、そういう部分でもいろいろ協働しているので、その中で緑の部分は非常に。あと地下水の調査とか、ゴミ問題の調査をやっている方々って、非常に少ない人数でやっけていらっして、続けていくのが非常に苦しいんだなというのが見ていてわかりますので、そこを続けていけるようなバックアップというものは、我々がなくなってしまうたら、次に入ってくる人がいなくなると、続かなくなってしまうところは容易にわかりますので、ここは長期的な面で続けていけるような協力関係というのは、これからも続けていきたいと思ひます。

高橋委員　　こちらの花壇ボランティアの花壇管理の予算というのは、来年度幾らぐらいなんですか。おおよそでいいですよ。

環境政策課長　　ざっくりですけれども100万ぐらいです。

高橋委員　　例えば今で言うなら話題は、ここで少しでも市が努力して、市民団体の方々に対して、例えば50万しかないけれども、市もちゃんとやりますと言ってくれば納得していただける、こんなんでは嫌だということかもしれないけれども、市と一緒にやるといふところに意義を感じていただければ、協力してもらいたくはないけれども。

人によって違うけれども、それぞれ違うかも知れないけれども、そういう市も努力していくんだということを見せるべき。そういう努力を市としてもやっているということを見せていただくということを検討していただいて。

岩村委員　　今出てきたのは、いかにお金をかけるというよりも、むしろ広報の問題かもしれないんですよ。市がこれだけ環境のために、こういうふうに使っていますという、そのために、こういった制度がありましたとか、市民とこうつながりましたとか、そういったところがなかなか

か環境問題的に見えないと思うんです。だから、環境広報というのかな、これからどうしていくのかというのは、この審議会に毎回出てくるような課題でもあるし、それから環境政策全体の課題でもあるのかなど。

要するに、市民がサポーターをもっと呼び込まなきゃいけないし、もちろんたくさん参加すれば、お金はもうちょっとつくかもしれないし、先細りだと、ほかに大事な仕事がたくさんあるよって流れて行っちゃうし、だから、環境がいかに大事かということと、小金井の環境が危機に瀕していることをいかに訴えていくか。その中でもこれだけのことができますということを知りやすく丁寧に説明することがすごく必要で、我々自身も実はよくわかっていないところもあるんです。だれがやるのということがまた大変なんですけれども、場合によっては市民と市役所が共同でやっていく方策、広報担当のボランティアみたいなものが普通になってくるのかなと思いますけれども。そのあたりが結局堂々めぐりにいつもなっちゃうのかなど。そろそろやっぱり発信していくことがすごく大事じゃないかなど。

これはおそらく、どのボランティア団体自身の問題でもあるし、行政と地域団体共同の問題でもあるし。つくづくいつも思っているんですけれども。

高橋委員 きょうの案件からはみ出た話になってくるかもわからないので、ちょっと検討して。

会長 若干は外れるんですけれども、市民会議としては、提言ができるということになっておりますので、今ここで出てきたような、どれぐらいの予算でやっているんだということは、この審議会としては本年度これでおしまいなんですけれども、関連する市民団体との中で提示していただく、今後提示していたことは可能ですか。

環境政策課長 予算で出しておりますので、次の審議会のときには、そういう例えば子供会に協力していただいている予算、障害者団体と協力していただいている予算、花壇ボランティアさんに協力していただいている予算とか、ちょっとそういった内容がわかるようなものをご用意させていただきます。

会長 次回は資料をよろしくお願ひいたします。

上原委員　　ちなみに、この予算というのは、現役の花農業さんですか、それともその方に、ボランティアしてもらった方にお支払いすると言うと変だけれども。

環境政策課長　有償ボランティアというのは、そういう花壇のボランティアなどではやっていないので、有償なんかは子供会への謝礼、それから障害者団体については委託という形で仕事量を紹介している。

片岡委員　　私は公園のボランティアを7年か8年やっておりますが、やはりリーダーが1人いるんです。少ない予算ですね、確かに。でも、結局市が、憩いの場所として結構今ふえているんです。だから、その予算を私たちは上手に使って、予算がないときは種から育てて、それからその花壇の、ことしは紫のあれにしようとか、白、ホワイトガーデンにしようとか、結構マニアックな方がいるんです。それが皆さんの生きがいになっているんです。それと、若い人が今入ってこられます。若い人が第一ですからね、主として女の人、男の方も多いんですけれども。

委員　　楽しくやられていただいているんです。それからあとは、グループであちこちの園芸の、例えばイングリッシュガーデンだとか、自分たちの個人の予算で楽しみを見つけて生きがいとしてやっております。だからそういうグループもありますし、また、そうではなくてお金がもとでやりたいという人もいますから、これはいろいろなその人の考え方というのはあると思うんです。ただ市の場合は、やっぱり予算が大事ですけれども、そういうほんとうに動ける人、そういう人もやっぱりいっぱいいると思うんです。そういう声かけというのは、違った力になってくるのではないかなと思って。私たちなんかも、オープンガーデンがあるんですけれども、そこまではやっていないんですけども、武蔵小金井とか三鷹、そういうところに行って楽しませてくる。それが結局、人の和のあれでやっているんですよね。

委員　　オープンガーデンというのは、個人のお宅をおかりするということですか。

委員　　そうなんです。

委員　　だからその辺できたらいいなと思うんですけれども、それを立ち上げるには大変だと思いますね。

委員 今、若い方も、年いった方も、やっぱり仕事がなくって仕事がほしいと。小金井市には203もの公園があると。それを管理しなきゃいけないとか、無償で今、それは構わないんだけど、やっぱり定期的には食べていかなきゃいけない。ときには金を稼がなきゃいけない。

小金井市に住んで、小金井の大事な公園、道路、道ですね、そこをきれいに整備することによってちゃんとそれなりの収入をいただいて、それで生活になればいいなと思う人、本当にたくさんいると思うんです。その方もやっぱり、雇用を守るといというのは市の一つの仕事でしょう。

片岡委員 それからそういう大変な問題だと、小金井に資料センターがありますよね。ああいうところで、例えば旅行に行くときにお花を枯らしたら申し込むと、お花に水をあげるとか、あと剪定とか、そういうサークルはありますか。

上原委員 それはそれでいいと思うんです。それと同時に、小金井市は、市でこういっているんだから、財政もあるんだから、ちゃんとこういう大事なところには予算をつけるべきだと思います。

片岡委員 それとあとは、結局、木とかそういうのは専門の力がないとできることではないんですね。剪定一つにしても。それはそれできちんと把握して、働くように自分で市役所にも申し込むとか、それで相談して働くということはいくらでもあると思いますね。

平井委員 全く反対意見ではないんですけども、見せていただいてすごく感銘したんです。柏原さんが、これをやり始めようとした原点のところを書いていただいて、市の広報か何かに書いていただいて、社会の状況もあまりよくないし、やっぱり気持ちとか心とかって、ボランティアにつなげる、人を助けようというところとか、そういうこと、他者を見るとか、環境を見るとかいう原点を教えられるような感じがしたんです。だから、例えば市の広報かなんかで、その辺のそこからこれをやって、その環境に何か持って行けるような広報のやり方をやっていただくとうれしいなと思って言ってみました。なんかお金だけじゃないような気はするんです。

会長 予算の使い方というのかな、それはまあ、いろいろな考え方はあると思います。確かに雇用という意味での予算の使い方はあると思う

んですが、私の大学なんかでも、お金がないところで、すごい広いので、草刈りをしなくちゃいけないとか、そういうので、業者を頼みます。そうするとその業者も、草刈り業者というのは、市が持っているわけではなくて、業者がどこかから集めてくるわけですね。そういう方にお金を払って草刈りをやりますと、苗木とかそういうのも全部切っけていってしまうんですね。

それから、刈り込みなんかもやるときも、電気バリカンでバーっと切っけてしまっけて、新芽とかそういうことも考えずにやっけてしまう方がいますね。ただ、頼んでいるのは園芸業者なんですよ。なんだけれども、そういうことを知らない人がさらに雇われているという、そういう問題点もあります。ですから、ただ仕事としてやるだけではなくて、やはりどんなふうにも木を育てたいかということがわかるという、そういう質の部分も持ち合わせないとなかなかうまくいかないようなところもあるんだと思います。

なかなか難しいことではないかなと思います。簡単に結論が出ることではないと思いますけれども、じっくりいろいろ話をしていきながら、決めていただければと思います。

それでは3番目の、緑地の説明をお願いします。

環境政策課長 3番、4番と続けて説明させていただいて。

会長 そうですね。お願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。平成24年度事業につきましては、緑地管理委託、保存樹木及び保存生垣調査委託、3番目に、本町5丁目緑地整備工事を発注しまして、その一部を開園いたしました。4番目に、上山谷緑地公園整備工事を発注いたしました。平成25年度につきましては、毎年やっている緑地管理委託及び保存樹木及び保存生垣調査委託等を出していく予定です。

3番目に、今年度発注しております上山谷緑地公園を4月1日付で開園する予定でございます。説明につきましては、以上のとおりです。

事務局 4番その他の部分についてご説明いたします

平成24年度事業(1)生産緑地の追加指定ですが、こちらの所有者の推薦に基づき、1箇所3,020㎡の土地を生産緑地に追加指定を行いました。

それから（２）の市内の生け垣調査ですが、こちらもお配りしておりますカラーの図面になっております。赤い線の部分が生け垣の位置になります。こちらは本年度実施調査のものですが、保存樹木と緑地部分と緑の部分につきましては、２１年度の調査結果をこちらの図面のほうに落としてあります。

（３）本庁舎壁面緑化ですが、こちらのほうは、朝顔で本庁舎の壁面緑化を行いました。そちらは来年度も続ける予定でございます。

（４）の東京都苗木生産供給事業の活用ですが、東京都さんから苗木をいただきまして、市内の道路、公園、学校などに、およそ２、２００本移植を行いました。２５年度も行っていきたいと思っております。

（５）小学校１年生の方に入學記念樹、ギンバイカを７８０本配付する予定です。一応来年度も行う予定でございます。

（６）自然保護教室ですが、先週の金曜日に庭いらずのガーデニング教室を行いました。２５年度も引き続き行っていきたいと考えております。以上となります。

会長 ３番、４番について説明をしていただきましたけれども、質問、ご意見等、お願いいたします。

柏原委員 この自然保護教室というのは、各学校で行っているんですか。

環境政策課長 自然保護教室というのは、緑の羽の募金を原資として、募金が集まったものを市町村に、集まった募金額に応じて配分されます。その募金の配分を原資として、小金井市では年に１回自然保護教室ということで、最近は、先ほど言っていた庭いらずのガーデニング教室というのが好評で、いつも申し込みの受付日、またはその翌日ぐらいには全部枠が、２０名の枠が埋まってしまうぐらい人気の講座なので、一度受講した人は申し込まないでくださいという形で応募しているんですけれども、いまだに定員がいっぱいになってしまう事業なんで、緑化センターの部屋を利用して座学をやって、その後実技で植え込み、コンテナガーデンみたいなものをつくるというような、植え込みを専門家の指導のもとやっているというのをここ数年は続けております。

以前は、自然保護教室なんて、巣箱づくりとか、自然に親しむみたいなテーマで幾つか事業をやってきたんですけれども、ガーデニング

が非常に、ここ10年近く好評なので、それを続けているという状況です。

会長 東京都の苗木生産供給事業というのは、これはどういう事業なんですか。活用とありますけれども。

環境政策課長 立川に農林水産振興財団という東京都の財団法人がありまして、いろいろ街路樹に適する樹種の改良ですとか生育ですとか、そういったものを専門に研究されて、実際育成もされている団体がございまして、公共用に苗木を使う場合には、都内全体の自治体向けに苗木を供給していただけるということで、植えるのは市で植えるので、植える費用はかかるんですけれども、苗木の購入について費用負担を要らずに供給していただける。一定限度はありますけれども、そういった制度でするので、活用して市内の緑を維持している状況です。

会長 要するに農林水産振興財団というのは、東京都内の地方自治体に供給するために、植える苗木を育てているところではない。

事務局 主な目的としては、街路樹の研究というところから始まっていると思うんですけれども、そのほかにも、樹木の生産業者、街路樹を、苗木業者ですので、そういった方々を支援する目的も含まれているのではないかなと思います。

会長 一応街路樹についていろいろ研究してある程度育てたのは、不要だから欲しい人にあげますよという、そういう木をもらってきたということなんです。ちょっとその辺がよくわからないんですが。

環境政策課長 かなりの本数の供給で、苗木としてそんなに大きくなっていないものをいただいています。

会長 要するに無償でもらってきているわけですね。

環境政策課長 かなり種類はたくさん育てていて、例えばブルーベリーみたいなものから、ベニカナメとかもあるし、あとはハナミヅキとか。

柳澤委員 すみません、ちょっと補足で。私も詳しく知っているわけではないんですけれども、直営でやってきた部門だと思うんですけれども、今ちょっと外部団体になりまして、幾つか目的があるんですけれども、普及啓発事業というのが必ずあるはずなので、そういう関連、多分内容的にはずっとやってきていることだと思います。今少し、今日的にマッチングした形にしているということで、今年度もやっているんです

けれども、例えば、多摩産材を普及するとか、それをやっている財団の事業の一貫としてこういうものがあるのではないかと思います。

岩村委員　　もう一つ。新1年生にギンバイカを780本配付ということなんです。これは基本的に新入生って、780人ぐらいしかいないんですか。それとも手に入るのが780。

環境政策課長　いや、これはほぼこの人数が余裕を持った市内全体の新1年生の数です。

岩村委員　　それからもうちょっと気になるのは、今マンションなんかが多いんだけど、こういった苗木を渡しても低木、ギンバイカだと低木だと思うんですけども、どうなるんですかね。喜んでくれるのかどうか。もらいたいけれども育てるところがない。

環境政策課長　その辺は、ちょっと学校によっても大分温度差があって、全くいただいても何の問題点もないというふうにおっしゃる学校もあれば、やっぱり結構もらったからには育てなきゃいけないけれども、あまり育てるような周辺環境ではないので、ちょっと一定見直しも考えたほうがいいのかというご意見出す学校と半々ぐらいですね。

委員　　しかも在来種ではないんですね。外国産のものですね。

環境政策課長　そうです。

委員　　小さい。それでギンバイカ、鉢に植えていますけれども、そんな大きいものではない。

高橋委員　　家の中でも育てられる。

環境政策課長　白い花ですよ。

会長　　マンション暮らしの方というのは、非常にふえていると思うんですけども、マンションって、意外と日が当たらないんですよ。南向きの家でなくても、夏なんかはベランダというのは、一つ上の屋根のベランダに光が遮られてしまって、小さなものですと絶対に直射日光が当たらないんですよ。そのあと育たないということが出てくると思います。場合によっては枯れてしまうなんてこともありますし、ですからその辺を、配付することはいいことなんですけれども、どの程度育っているのかというのは、ちょっと簡単な追跡調査でもいいんですけれども、されたほうがよいかと思います。

委員　　それ毎年、例えば新入生や何か、苗木を送るんですか。

環境政策課長　そうですね。ここ10年来ぐらいギンバイカという樹種で、継続しています。以前はサクラを差し上げていたりとか、実のなるものとかを差し上げてたりしてたんですけれども、やっぱりだんだん住宅環境が小さくなって行って、巨木になるようなものは困るというご意見を受けて、それで低木のものにかえたんですけれども。

会長　　うちもマンションで、南向きなんですけれども、冬のほうがまだ日は当たるんですよね。夏は本当に日が当たらずで、最初入居したときに、コニファーみたいなものを植えていましたけれども、数年間で枯れてしまいましたね。ですから、ちょっとその辺の、日当たりとのぐあいも、7年間やっているんでしょう。7年間やったやつがどうなっているかというのが、一斉調査ではなくて、個人的に聞くでもいいんですけれども、ちょっと聞かれてみるとと思います。

岩村委員　　マンション自体で植木禁止というのも結構あると思うんですよね。残念なだけだね。

会長　　ベランダかな、それがコンクリートでつくられているのはどうしようもなくなっちゃたんだね。最近そういうのを考えると、少し日が当たりそうな部分になっているところもありますけれども、ちょっとその辺考えていただくと。調査は簡単でいいと思うんですけれども。

岩村委員　　学校から、父兄からは何かそういうのに対して、何か言ってくるということはないんですか。

環境政策課長　　そうですね。父兄からのご意見というのはなくて、ちょっと市の中でも、行政評価という事務事業を評価する制度があって、その中で見直しを考えたものがあるという意見があって、それで公聴会などで検討、調査をしたという経過がございます。

会長　　あと追加して、例えばうちのマンションは、南向きの棟と西向きの棟があるんですけれども、ベランダに植栽をしている家というのは、みんな西向きですね。

岩村委員　　もう一つ、本庁舎を含めた壁面緑化なんですけれども、これって去年、一昨年ぐらいからやられている感じがするんですが、効果はどうですか。

環境政策課長　　そうですね。4階まで上がっていきますんで、5月にはちょっと暑くなってしまうので、まだ上がりきっていないので、1階ぐらいしか効

果がないのかもしれないんですけども、上がっていけば、目を遮っていただいて、表と裏とで、5度ぐらいの温度差がありますので、効果はあるのかなという。34度とかいうふうになったときは、やっぱり日なた日陰で違いますので。

会長           それから、葉っぱがくると暗くなるんじゃないかという意見があったんですけども、実際は、光が散乱するので、むしろ明るくなるんですね。奥のほうまで光が入ってくるんです。何となく見た感じが、青とか白い雲ではなくて緑っぽくなるので、何となく暗い感じは受けるんですけどもそういう効果はありました。

柏原委員       冷房効果はないですよ、意外とね。自宅でやっても、そんなエアコンしなくても済むとかいいんですけども、そこまでは暑いときには。

岩村委員       今の住宅は、やっぱり木造ではなくなってコンクリートだから、相当熱を吸収しちゃっているから、例えばここでやるのと、マンションみたいなところでやるのとは全然、効果は違うんです。

それから周りがコンクリート面になっちゃってれば、反射で暑くなってしまっているし。

2週間前、バリに行っていたんですが、木造の高校なんだけれども、中に入るだけで涼しいんです。昔から日本は、例えばお寺に入ると涼しいとあったと思うんですけども、そういうのが今なくなっちゃって、むしろコンクリートが全部吸っちゃって。木造ですと、温度を吸いませんから、全然状況が変わっちゃったなど。

上原委員       それにしても温度が下がるということは言えるんですよ。二酸化炭素を吸って酸素を出すといった意味ではね。

岩村委員       これ24年度はやって25年度はやらないんですか。

環境政策課長   25年度もやります。

上原委員       入学の植木に関しては、お花でもいいから、選んでもらったらいいと思います。植木だけではなくて、植え花というか。

会長           これは鉢ごとあげているんですか。それとも根っこが縛ったような状態で。

環境政策課長   ビニールポットです。

会長           まあ記念にもらうわけだし、もらうときはだれも反対はおそらくしないと思うんですよ。よかったねえもらってね、大きくしましろう

ねなんて言ってやるんだけど、それがほんとうに数年後にどうなっているか、ちょっと聞かれたほうがいいと思います。

学校で配るのであれば、今度学校として、例えば観察をさせるとかね、そういうふうにして伝えればもっといいのではないかと思うんですけれども。木だとなかなか、成長もゆっくりしていますし、難しいのかもしれませんが、花が咲いたとか、そういうようなことでこんなふうに教育的活用もあるんだよということもあれば、もっとこれが有効活用してそんなような情報もできれば一緒に、見せてもらえるといいなと思いますので、よろしくお願いします。

環境政策課長 今回のマップなんですけれども、これは野川の流域市の世田谷、狛江、調布、三鷹、小金井、国分寺で、野川流域環境保全協議会という、土手、河原周辺の環境保全を考える協議会を年に3回程度行ってございまして、その協議会でつくった、24年度末、できたばかりなんですけれども、以前もつくっていたんですけれども、ちょっと情報が古くなったので、情報を更新して新たにつくり直したものです。ご参考にさせていただければと思い配付させていただきました。

岩村委員 はけの道のところで、野川の第1、第2調整池が水が満々と蓄えられているんですけども、実際にはからですよ。ちょっとあれっと思ったんです。きょう配られたものなんですけれども、ちょっとこの図いいのかなと思っていたところがありまして、これは市が制作した。

環境政策課長 そうですね。それは緑の基本計画の中に入っているものを拡大コピーしたものです。

岩村委員 それで都立の野川公園のところを見ていただきたいんですが、多磨霊園にかかるところでずっと下のところ、白いところまでずっと線が引いてあって、都市計画公園の枠のようなんですが、ここって自動車試験場の一部ですよ。だからこれ、いいのかなと思ったんですけれども。

環境政策課長 都立多磨霊園の園の上ぐらいだと思いますけれども、これは計画線なんで、うつされていないところは。なので、試験場のところを土地計画としては公園として武蔵野公園とする予定になっていると。

会長 だから今、実際駐車場と、おそらく試験場の一部で使われているというような話ですね。

環境政策課長 はい。

岩村委員 それから、同じくこの野川公園の中で、白いところがありますよね。これは要するに、公園ではなくて、我々の第1、第2調整池も含めてなんですけれども、くじら山の部分も含めてなんですけど、これは河川局の管理で、公園ではないという考え方ですね。黒くなっていないものは。

環境政策課長 そうですね。公園として供用されていない部分です。未買収地及び河川ですね。

岩村委員 都市計画公園と都市公園の違いというのは、計画公園というのはこれからということなんですか。

環境政策課長 そうですね。計画がまだ完了していない枠が都市計画公園で、既に計画により開園した、全部が開園した公園、あるいは一部が開園している部分について都市公園という表記にさせていただきます。

岩村委員 もう一つ上の部分、表で風致公園と広域公園、武蔵野公園は風致公園という形になっていて、小金井公園、小長久保公園は広域公園となっているんですけれども、この違いって、ちょっとご説明していただけますか。

環境政策課長 これは都市公園の種別の区分で、主に広域公園は面積が一定規模以上の公園について広域公園と種別に分類されております。風致公園は、公園の目的種別のようなもの、性質的なことから分類されてつけられている種別で、ちょっと今、手元に武蔵野公園の資料がないので、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、武蔵野の風景とか、そういったものを生かすという公園としてのコンセプトが入っているので、風致公園という種別に分類されているものだと思います。

会長 ありがとうございます。生まれたときからずっとこの辺に住んでいるんですけれども、小金井はコンクリートのまちになっちゃったなという。

上原委員 私は、東小金井沿いに住んでいるんですけれども、街路樹というか、電線があるから深くはできないんですかね。せっかくある程度大きくなっても切ってしまうし、草取りとかも、ハナミヅキも植えてあるんですけども、バーっと刈ってしまったたり、枯れたあとは補充はないですよ。草はきれいにとってくださいますか。

環境政策課長 まあ、枯れたあと補充がないということは言い切れないので。

委員 初めからケヤキは大きくなるとわかっているのに、大きくなってばつと上を切ってしまうとか、何となくちょっと違和感を感じますね。

環境政策課長 そうですね。今、上でカットしているのは電線との兼ね合いですね。

委員 そうしたら、ケヤキなんか大きくなることはわかっているのに、何で街路樹にケヤキを、栗山公園のあそこもそうですよね。きれいだなあとと思ったらスパッと切っちゃう。そういうことが。

岩村委員 一方で、強剪定に強い木なんですよ。

委員 でも、見栄えが悪い。

片岡委員 最初すごくそれね、スポンと切っていたでしょう、ゆりの木とか。すごい心配していたんですけども、専門の人から言わせれば、理に適っていると言われちゃったんです。

会長 それはまたね、5年、10年続くとまた違う。僕も最初見栄え悪いなと思っていたんだけど、ずっと見ていると、結構また出てきているんじゃないかと。

委員 大きくなるのはわかっているのに、あえてそれを植えるという。

会長 いろいろな樹種をふやしていこうと思うと、どうしても大きくなってしまうものも出てきて、例えば、学芸大学の東門から来る道がありますよね。あのところにはエンジュが植わっているんですけども、根がだんだん張ってきて、歩道が盛り上がってしまうとか、そういうのが出てくるんですよね。それは、植えたときにはわかっていなかったのか、想定していなかったのか、その辺ちょっと思うんですけども、かといってそれを切るわけにもいかないしというところもあって、街路樹というのは、ほんとうにある程度大きくなったら、それをそのまま残すのか。あるいは、ある程度大きくなっちゃうと掘り起こしてどこかに持っていくというわけにもいかないですね。だからそれをそうなった場合、また切るのということにもなってくるんです。その辺ほんとうに樹木というのは考え方があって、木というのは成長する。成長したら切って何か材料として使えばいいという考え方もあるんですけれども。

委員 山の森林の関係で、まちの木じゃないでしょう。

会長 まちの木も、そこについても、もしかするとそういうことをやらな

いと人間が臨む形のものをつくれないのかもしれない。そういう考え方もあるんです。だから生えたら最後までそのままというのもあるんです。その辺をどう考えていくかというのが重要です。

上原委員 私個人の考えだけれども、せっかく育ったものを切るということは、すごく残酷だなと思うんです。成長させてあげたいという思いがすごくあるからたまらない。

岩村委員 それで結局薪にしたりとか、ちゃんと用途があったんです。放っておくとああいうふうにめちゃくちゃ大きくなっちゃうんで、あれどうするのというような。あれをでも、美しいと思うか、邪魔だと、葉っぱが落ちてきて。それはすごい重要なんですよ。

会長 理想は年間20本ぐらい切らないとだめなんですって。それをやらないと、ぼんぼん木が多くなってしまって、里山的な環境にはならないという。

委員 そうですよ、そうなんですよね。

会長 ただ20本も切れないので、五、六本は切っていると言っていましたけれども。

柏原委員 そうですよ。ある程度切ってやらないと、下草、下に大事なものがあるとあれですしね。

会長 10年ぐらい前から切るようにしていたら、そうしたら下草になっても育つようになってきて、一時全然なくなってきたギンナンも生えてくるようになった。そういうふうに聞いています。切っても、またひこばえで出てくるんですよ。なかなか難しいです。

きょうは11時までということで、そろそろ時間になってきましたけれども、事務局から、最後何かございますか。

環境政策課長 特にございません。

会長 最後皆さん、これだけは最後言っておきたいということがございましたら。

特になければ、第2回目の小金井市緑地保全対策審議会をこれで終了したいと思います。どうも長い間、ご協力ありがとうございました。

環境政策課長 ありがとうございます。

— 了 —